

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
— 判定スキル向上のための対策 —

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
研究分担者 丸山 徹 埼玉県総合リハビリテーションセンター
研究分担者 横本 修 宮城県リハビリテーション支援センター
研究分担者 根岸 和諭 国立障害者リハビリテーションセンター 学院

研究要旨

本研究の目的は、①補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、②補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに、③基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。補装具費支給制度において必要な補装具を決定するために、支給申請を受け付けた市町村が更生相談所に判定を依頼すると、更生相談所は補装具の種目によって直接判定もしくは書類判定を行い補装具の要否を判断している。市町村が支給決定して良いとされているものは、必要書類によって市町村が補装具費の支給決定を行っている。このような大きな流れがあるものの、それぞれの市町村や更生相談所が、状況に合わせた判定の流れができている。そこで、実際の判定の流れを分析し、慎重になる必要のある補装具の種目を調査した。1) 全国の市町村に対して更生相談所への判定依頼や技術的助言の実態を聞くアンケート調査を行った。2) 全国の更生相談所に対して、判定依頼を受けた際に直接判定を行っているか、文書判定を行っているか、により、種目による判定の位置づけを調査するためアンケート調査を行った。1) と2) の結果を合わせて求められている判定スキルの種目を分析した。

市町村は補装具の種目全般に対して更生相談所へ技術的助言を求めており、それに対応するためには、更生相談所は全ての種目に対しての技術的スキルを持つ必要がある。一方、更生相談所は電動車椅子と車椅子（オーダーメイド）の判定に関して、より慎重な対応をとるために文書判定ではなく直接判定で対応するようにしており、重要な種目と判断していることが分かった。

A. 研究目的

本研究の目的は、①補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、②補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに、③基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。補装具費支給制度において、補装具の購入や修理を行う決定権は市町村にあるが、専門的な知識を必要とすることから購入や修理決定を判断するため、事務取扱指針の中では、

ア. 更生相談所による直接判定に基づき市町村が決定するもの、イ. 補装具費支給意見書による更生相談所の文書判定に基づき市町村が決定するもの、ウ. 補装具費支給意見書により市町村が判断し決定するもの、エ. 身体障害者手帳により市町村が必要な補装具であることを確認し決定するものに分けられている。

そこで、事務取扱指針に沿って、更生相談所および、市町村へのアンケート調査を行った。今回得られた回答の分析を行った。

B. 研究方法

補装具費支給に携わる全国の更生相談所と市町村に対して、補装具費支給の実態を把握するための調査票を作成しアンケート調査を行った。調査の方法は

1) 更生相談所に対するアンケート調査

総合支援法で身体障害者を対象とする補装具は12種目であるが車椅子をオーダーメイドとレディーメイドで区別したため、今回の種目では13種目として扱っている。事務取扱指針の中で購入決定する際に、ア. 更生相談所による直接判定に基づき市町村が決定するもの、イ. 補装具費支給意見書による更生相談所の文書判定に基づき市町村が決定するものについて実態を聞く設問を用意した。また、市町村が補装具費支給意見書や身体障害者手帳により判断し決定しているものについては、必要に応じて市町村が更生相談所に意見を求めているかを問う設問を用意した。さらに、平成30年度から借受けの運用も始まつことを受け、補装具の判定の際にデモ機を利用しているかの設問も設けた。

身体障害者更生相談所77ヶ所に対しては、令和元年9月末に調査票を送付し、11月末を締切りとした。締切の時点での回収率が70%程度であったことから督促状を送り、90.9%（70/77）の回収率となった。

2) 市町村に対するアンケート調査

更生相談所への調査票と同様、総合支援法で身体障害者を対象とする補装具を13種として設定し、障害児に限るとされている4種を加え、設問を用意した。

主に、更生相談所との連携について着目し、補装具の申請受付した際に更生相談所へ判定依頼をしているか、補装具費支給意見書を省略できるとしている種目について補装具費支給意見書を求めているか否か、についての設問を用意した。

全国の市町村1743件に対して令和元年10月末に調査票を送り、12月末を締切とした。44.9%（783/1743）の回収率であった。

3) 集計方法

総合支援法で扱う身体障害者対象の補装具は、事務取扱指針で示しているそれぞれの種目の判定のあり方から13種類を、直接判定がよいとされている種目（義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子）、文書判定が主とされている種目（補聴器、オーダーメイド車椅子、重度障害者用意思伝達装置）、市町村が支給決定して差し支えないとされている種目（義眼、眼鏡、レディーメイド車椅子、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえ）の3つに分け集計した。

（倫理面への配慮）

調査票には、個人を含まないため「非該当」と判断した。また、提示すべき利害関係はない。

C. 研究結果

（1）直接判定が主とされている種目について

更生相談所による直接判定が望ましいとされている種目については、回答のあった更生相談所のほぼ5割が必要に応じて直接判定と文書判定を使い分けしており、残り5割について種目による差がみられた。

義肢、装具、座位保持装置は全て直接判定が2割から3割程度、文書判定が1割から2割5分程度であった。これに対し、電動車椅子に関しては、4割強が全て直接判定で対応しており、全て文書判定で対応しているところは1割以下と少なかった。

（2）文書判定が主とされている種目について

更生相談所では、補聴器と重度障害者用意思伝達装置について、全て文書判定で対応していると必要に応じて直接判定と文書判定を使い分けているが半々となっていた。ところが、車椅子（オーダーメイド）に関しては、全て文書判定で対応しているところが4割程度と少なく、必要に応じて直接判定と文書判定を使い分けているところが6割と多かった。

直接判定が主とされている種目と文書判定が主とされている種目について、市町村が申請受け付けた

際の更生相談所への判定依頼は、5割が申請全てに対して判定依頼を出していた。1割が一定期間以上経った場合に判定依頼を出し、残り4割が完成用部品や構造、種目の変更、耐用年数を経過していないとき等であった。

(3) 市町村が支給決定して差し支えないとされている種目

更生相談所が求められている市町村から技術的助言は、全ての種目について半数の更生相談所が技術的助言を求められていた。しかし、技術的助言を求められないとの回答も1割から2割程度あった。また、文書判定は全ての種目で、直接判定は盲人安全つえを除く種目で症例があった。

市町村は補装具費支給意見書の提出を求めているかとの設問に対し、義眼、眼鏡、車椅子（レディーメイド）、歩行器は、約7割程度の市町村が補装具費支給意見書を求めているとの回答をしているが、盲人安全つえと歩行補助つえに関しては、2割の市町村にとどまった。

(4) デモ機を使った部品選択

補装具費支給の要否を判定する際に、デモ機等の試用は、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置について、およそ5割の更生相談所がデモ機を用いた部品選択を行っていた。また、デモ機を用いた部品選択を行っている更生相談所の8割から9割が製作事業者が用意したデモ機を試用していた。

D. 考察

更生相談所が申請者の来所により判定を行うように記載されている種目の中で、他の種目と比べ、電動車椅子だけが全て文書判定を行うと回答していた更生相談所が少なく、全て直接判定を行うと回答のあつたもののが多かった。他の種目の判定より、より慎重を期していることがうかがえる。

文書判定が主とされている種目について、車椅子（オーダーメイド）だけが「全て文書判定」4割、

「必要に応じて直接判定か文書判定を使い分けている」6割、と直接判定を意識した回答になっていた。車椅子（オーダーメイド）については直接判定が必要であると考える更生相談所が多いことが分かった。

更生相談所の判定を要さず、市町村が決定して差し支えないとしている種目について、市町村に更生相談所へ技術的助言を求めているかの設問では、全ての種目の約半数が意見を求めているとの回答があった。更生相談所は、全ての種目について市町村から技術的助言を求める可能性があり、全ての種目について技術的助言が出せる体制が必要であるといえる。

更生相談所では、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置の種目に関して更生相談所の約半数がデモ機を使った部品選択をおこなっていた。その8割から9割が製作事業者がデモ機を用意していた、事業者の負担が大きくなっていることがうかがえる。デモ機の試用と借受けの住み分けの検討が必要になってきている。

E. 結論

市町村からは補装具の種目全般に対して更生相談所へ技術的助言を求めており、求めるスキルは、補装具全種目が対象になることが分かった。その中で更生相談所は、電動車椅子と車椅子（オーダーメイド）についてより慎重な対応をしているところが多いことが分かった。

また、更生相談所の半数がデモ機を使って判定を進めていることが分かった。借受けの利用も検討していく必要が出て来ると考えられる。

F. 健康的危険情報

（分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入）

G. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表

なし

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし